

鹿児島工業高等専門学校 FD・SD 実施要領

令和 8 年 5 月 21 日
校 長 裁 定

(目的)

第 1 条 この要領は、鹿児島工業高等専門学校FD・SD専門委員会規則第 10 条に基づき、鹿児島工業高等専門学校（以下「本校」という。）におけるファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）及びスタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）を、内部質保証の一環として計画的かつ継続的に実施し、本校の教育の質の向上及び学校運営の改善を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) FD

教員が授業内容及び教育方法の改善を図り、教育上の能力及び資質の向上を目的として行う組織的な取組をいう。

(2) SD

教職員が学校運営及び教育支援に必要な知識及び技能を習得し、その能力及び資質の向上を目的として行う組織的な取組をいう。

(対象者)

第 3 条 FD 及び SD（以下「FD・SD」という。）の対象者は、原則として次に掲げる者とする。

- (1) 本校に在籍する常勤教員
- (2) 本校に在籍する事務職員及び技術職員
- (3) 非常勤教員

(実施体制)

第 4 条 本校における FD・SD は、FD・SD 専門委員会が企画・実施・総括を行う。

2 FD・SD 専門委員会は、必要に応じて教務委員会その他関係委員会と連携し、効果的な FD・SD の推進を図る。

(FD の実施内容)

第 5 条 本校における FD は、次に掲げる取組をもって構成する。

(1) FD・SD フォーラム

教育方法の改善、学生支援・いじめ防止、ハラスメント防止、ウェルビーイング等をテーマとした講演、研修

(2) FD レクチャーシリーズ

教員の教育力向上を目的とした講座・研修（例：オンライン英会話講座、新年度担任研修等）

(3) 公開授業（授業参観）

教員相互の授業参観を通じた授業改善の取組

(4) 授業アンケートの実施及び活用

学生による授業アンケートを実施し、その結果を教育改善に活用する取組

(5) その他 FD・SD 専門委員会が必要と認める取組

(SD の実施内容)

第 6 条 本校における SD は、次に掲げる取組をもって構成する。

(1) 新任教職員研修

新たに着任した教職員を対象とした研修

(2) 学校運営及び学生支援に関する研修

法令遵守、危機管理、ハラスメント防止、業務効率化等に関する研修

(3) その他 FD・SD 専門委員会が必要と認める取組

(実施時期及び頻度)

第 7 条 FD・SD は、原則として毎年度計画的に実施するものとする。

2 公開授業及び授業アンケートは、前期及び後期にそれぞれ実施することを基本とする。

(非常勤教員への対応)

第 8 条 非常勤教員に対しては、FD 活動の録画視聴等により、FD への参加機会を提供する。

2 非常勤教員の FD への参加状況は、可能な範囲で把握するものとする。

(記録及び報告)

第 9 条 FD・SD の実施状況については、年度ごとに記録を作成する。

2 実施内容、参加状況及び成果については、FD・SD 専門委員会において報告し、必要に応じて公表する。

(点検及び改善)

第 10 条 FD・SD 専門委員会は、毎年度の FD・SD 活動について点検を行う。

2 点検結果は、次年度以降の FD・SD 計画の改善に反映させるものとする。

(雑則)

第 11 条 この要領に定めるもののほか、FD・SD の実施に関し必要な事項は、FD・SD 専門委員会
が別に定める。

附 則

この要領は、令和 8 年 5 月 21 日から施行する。